

第 17 回全国障害者スポーツ大会（^{えがお}愛顔つなぐえひめ大会）
フライングディスク競技実施要領

1 競技規則

平成 29 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- (1) 競技はすべて競技役員の指示により進行する。
- (2) 競技は主催者が用意した公式用具により行う。

3 服装等

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装（運動しやすい服装等）とし、靴はスパイクが付いていない運動靴を着用する。
- (2) 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。

4 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、各組競技終了後に順次行い、各競技の組ごとに 1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。

5 受付・招集

- (1) 選手は競技会場到着後、選手受付所において選手団ごとに受付を行う。
- (2) 選手招集所は、競技会場内に設ける。
- (3) 招集は、その組の競技開始予定時刻 20 分前に開始し、10 分前に完了する。
- (4) 選手は招集完了時刻までに選手招集所に集合し、競技役員の点呼を受ける。
招集時刻に遅れた者は棄権とみなす。

6 介助者

- (1) 介助者として競技場内への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならない。許可を受けた者に限り競技場内に入場することができる。
- (2) 介助者は、スパイクが付いていない運動靴を着用する。
- (3) 介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技場内での写真撮影も禁止する。

7 その他

- (1) 大会当日の練習は定められた場所で安全に留意し、係員の指示に従って行うものとする。

- (2) 練習用ディスクは、主催者が用意する。
- (3) 競技場内への入退場については、競技役員の指示により行う。
- (4) 競技及び表彰の終了した競技者は、競技補助員が解散所まで誘導し、各選手団に引き継ぎ解散する。
- (5) 競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援ボランティア及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (6) 原則として、雨天であっても競技実施とするため、雨具等は各自で準備するものとする。
- (7) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。
- (8) その他、監督会議において、申し合わせ事項を設けることができる。